

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020 年 11 月 30 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
不動産投資信託証券発行者名	福岡リート投資法人
	(コード：8968)

代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	執行役員	松 雪 恵 津 男
(署 名)		

本投資法人の執行役員である松雪恵津男は、本投資法人の 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの第 32 期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りであります。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であります。本投資法人は投信法に基づき、法定開示を含む資産の運用に係る業務を株式会社福岡リアルティ（以下「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務を三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

2. 有価証券報告書作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の社内ルールにより企画部長へ集約される重要情報または各種議事録等をもとに、資産運用会社の企画部において金融商品取引法等の関係法令に従い有価証券報告書の原案を作成いたします。原案作成に必要な諸資料、データ等は資産運用会社の各部門において作成され、各部門長の確認を受けた後に企画部に集約されます。資産運用会社の企画部で作成された原案は、各部門においてチェックを行うとともに、外部専門家（法律顧問、税務顧問）の助言やチェック及び会計監査人による会計監査を受けております。その後、資産運用会社の企画部において、これらの結果を反映した有価証券報告書の最終案を作成し、資産運用会社の経営会議（常勤取締役及び各部長により構成）において内容審議の上、資産運用会社の取締役会承認を経て、最終的には本投資法人の役員会で承認された後に、提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者から提出される会計帳簿及び本投資法人に関する全ての重要な情報等に基づき、金融商品取引法等の関係法令に従って有価証券報告書が作成されていることを確認していること。
- (2) 資産運用会社において、情報開示にかかるルールが整備されており、また業務分掌及び責任部門が明確化されているとともに、各部門において適切な業務体制が構築され有効に機能していること。
- (3) 本投資法人に関する重要事項は、本投資法人役員会に付議または報告されていること。
- (4) 有価証券報告書作成にあたり、金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に関して、本投資法人の法律顧問である森・濱田松本法律事務所と税務顧問である P w C 税理士法人より助言を受けていること。
- (5) 本投資法人の会計監査人である、P w C あらた有限責任監査法人より金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明を受領していること。

以上